平成27年7月 奈良県農林部森林整備課

治山・林道事業における測量設計等業務委託における新たな積算方法について

奈良県農林部森林整備課所管の委託事業のうち、調査業務及び設計業務の積算を行っている事業について、平成27年7月1日以降、下記のとおり新たな積算基準を適用します。

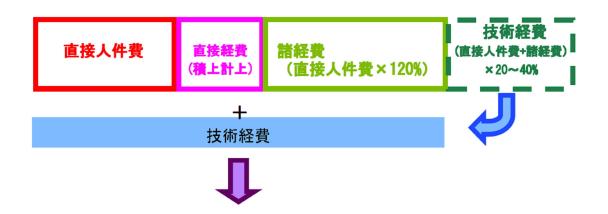
記

## 1. 新しい積算手法について

業務委託料の構成を下図のように改正し、これにともない直接人件費の歩掛も変更いたします。

○従来積算の費目構成

直接人件費及び直接経費を積み上げ計上し、諸経費と技術経費を加える。



○新たな積算手法で用いる費目構成

技術経費は各費目に振り替わっており、この改正による業務価格の変化はほぼ生じない。



## 2. 業務価格の算出式について

## 業務価格=直接人件費+直接経費(積上計上)+その他原価+一般管理費等

①直接人件費 : 歩掛 × 技術者単価により算定

②直接経費(積上計上): 直接経費のうち、旅費交通費などを積上計上

③その他原価 : ③ = ① ×  $\alpha$  / (1- $\alpha$ )

※α:原価(直接経費(積上計上)を除く)に占めるその他原価の割合=35%

④一般管理費等 : ④ = (①+②+③) ×  $\beta$  / (1- $\beta$ )

※β:業務価格に占める一般管理費等の割合=35%



## 3. 新たな積算手法を適用する業務

歩掛適用年月日が平成27年7月1日以降の業務を対象とします。 今回の改定に伴い、旧積算構造基準と新積算構造基準の業務が混在することになりますので、新積算構造基準を適用する業務については、特記仕様書に明示します。

4. その他問い合わせ先

奈良県 農林部 森林整備課 治山・林道係 (TEL:0742-27-7473)